

## 寒川町地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(目的)

**第1条** この要領は、寒川町（以下、本町という。）と建設工事請負契約(以下「請負契約」という。)を締結している受注者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいう。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号都道府県知事・政令指定都市長あて国土交通省建設流通政策審議官通知。以下「審議官通知」という。）を利用する場合における債権の請負契約約款第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 債権の譲渡を承諾する対象の工事は、本町が発注する全ての建設工事とする。ただし、下記の工事については対象外とする。

- (1) 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 履行保証を付したもののうち、本町が役務保証を必要とする工事
- (3) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (4) 債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (5) 継続費を設定した工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (6) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- (7) その他、建設企業の施工する能力に疑義が生じている等、特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

**第3条** 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合において、請負契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する本町の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

2 請負契約が解除された場合においては、譲渡される債権は、前項の規定にかかわらず、請負契約約款第48条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の本町の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

3 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

(債権譲受人)

**第4条** 債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る

中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者とする。

（債権譲渡の承諾申請）

**第5条** 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人が次の書類を当該請負工事の予算を所管する課（以下、「予算執行課」）に提出するものとする（郵送による提出は認めない）。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 1部
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書（公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱について（平成20年10月17日付け国官会第1225号・国地契第34号・国官技第171号・国営計第61号。国土交通省大臣官房会計課長・地方課長・技術調査課長・官庁営繕部計画課長通知。以下「課長通知」という。）により定めるもの）の写し 1部
- (3) 工事履行報告書（様式第2号）
- (4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部
- (5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部

2 予算執行課は前項の書類を受けた場合は、債権譲渡整理簿（様式第3号）を作成し、管理するものとする。

3 第1項の書類の提出期限は、当該請負工事出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以降当該請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

（債権譲渡の承諾基準）

**第6条** 債権譲渡は、次の事項のすべてが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
  - ア 債権譲渡依頼書に、定められた必要事項の全てが記載されていること。
  - イ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがないこと。
  - ウ 請負代金額、支払済前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
  - ア 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者の氏名並びに実印が債権

譲渡承諾依頼書に記載のものと一致していること。

イ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがないこと。

ウ 請負代金額、支払済前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

(3) 出来高の確認は、工事進行状況を記載した簡易な工事履行報告書（様式第2号）により確認する。

(4) 発行日から3月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。

(5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることを確認できること。

イ 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等の記載内容が、アの相手方及び承諾書の記載内容と一致していること。

(6) 当該請負契約が解除されていないこと又は請負契約約款第45条第1項各号に該当するおそれがないこと。

（債権譲渡の承諾）

**第7条** 予算執行課は、債権譲渡の承諾について、第5条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書（様式第4号）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部を交付することにより行う。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等を受領した日から2週間以内に行うものとする。

（債権譲渡の不承諾）

**第8条** 第5条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第6条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合、予算執行課は、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（出来高確認）

**第9条** 出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合、債権譲受人は、予算執行課に工事出来高確認協力依頼書（様式第6号）を提出するものとする。

3 前項の工事出来高確認協力依頼書（様式第6号）の提出があった場合は、予算執行課は工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

（融資実行報告）

**第10条** 第7条第1項の承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人が、金銭消費貸借契約を締結

し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、連署にて融資実行報告書（様式第7号）を  
予算執行課に速やかに提出するものとする。

（請負代金の請求）

**第11条** 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び  
請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲  
内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金等の  
請求をすることはできない。

2 債権譲受人が請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、工事請負代  
金請求書を提出するものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成21年10月1日から施行し、平成28年3月31日までの措置とし  
て実施するものとする。

#### **附 則**

この要領は、平成23年2月3日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成24年2月7日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。